

提言書

地域包括ケアシステム構築について

牧之原市議会

「地域包括ケアシステムの構築について」の提言書

市議会文教厚生委員会では、「地域包括ケアシステムについて」を所管事務調査事項として調査研究を進め、これまでに民生児童委員、老人クラブ連合会との市民会議の開催、また先進的な取り組みを行っている県外の自治体や、総合病院の視察を行ってきました。

急速に進む高齢化社会の中でも、市民の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをより長く続けることができるための、牧之原市における地域包括ケアシステムの構築はどうあるべきか現状把握に努めてまいりました。

市における地域包括ケアシステムの構築には、まだまだ時間が必要となりますが、当委員会では現時点における一定の考え方をまとめ、次のとおり提言いたします。

平成27年10月

牧之原市議会
(文教厚生委員会)

1. 経緯

昨年6月、「医療・介護総合推進法」が成立した。これにより厚生労働省では2025年をめどに、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス体制（地域包括ケアシステム）を推進している。これに伴って牧之原市においても、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが求められている。これについては、今後長い時間をかけて、行政を中心に関係機関が認識を共有して一体となり取り組むことになる。議会においても重要課題として側面からの協力を惜しまないものである。

そこで当委員会では、「地域包括ケアシステムについて」を調査事項として市内各種団体との意見交換会（市民会議）及び視察研修を実施し、協議を重ねてきたところである。以下はシステム構築において、現時点での当委員会の見解である。

2. 視察研修から考察する地域包括ケアシステム

システム構築にあたっては、全く新たな支援及びサービス体制を組み立てることの検討と同時に、既存の仕組みを上手に活用して、今までの実績の上に推進していくことがポイントとなる。

つまり、一つには中核病院や診療所及び訪問看護ステーションなどの医療機関を軸にした医療系からのアプローチ、もう一つは高齢者福祉・介護保険事業での地域包括支援センターを核とした相談支援体制の強化・拡充を図ることが重要なこととなる。

先進地事例として視察研修から明らかになったことは、一例として前者においては、広島県尾道市で取り組まれている尾道市立病院が挙げられる。尾道地域では尾道市医師会を中心として、平成6年（1994年）から高齢者の在宅医療ケアシステムの構築に取り組んでおり、現在3箇所の中核病院（厚生連尾道総合病院、尾道市立病院、公立みつぎ総合病院）の支援体制のもと、「尾道方式」と呼ばれている在宅主治医機能を中核とした在宅医療の地域連携、他職種協働をシステム化した地域の一体的なケアマネジメントシステムが構築されてきた。尾道市立病院では、地域包括ケアシステムを充実させるために、平成25年（2013年）に「地域医療連携室」を強化して、業務の充実・強化を図り、患者支援のコーディネーターとして中心的な役割を果たしている。

後者においては、滋賀県野洲市である。市内3圏域で実施されている地域

包括支援センターのネットワークをベースに、医療・福祉の連携により地域包括ケアシステムを展開している。また今後は市立病院の整備を行って、在宅医療と介護の連携を推進することを目指している。さらに市民相談窓口ネットワークとも連動する。特質する点は、地域包括支援センター、困窮者自立支援、学童保育などセーフティネット部門の運営は市の直営であり、事業推進と責任を明確にしていることである。

3. 地域包括ケアシステム推進における市の現状と課題

地域包括ケアシステム推進においては、病診連携が重要である。これについて当委員会では、榛原医師会との意見交換を通じ、榛原総合病院と地元開業医の連携が十分図れていないことを確認し、「地域医療のあり方についての提言書」等により、市当局にその必要性を働きかけてきた。その後、榛原総合病院主導による在宅医療や、地域包括ケアシステム構築に向けた医療介護連携会議などにおいても、榛原総合病院と開業医との協力体制が徐々に回復するなど目に見える改善が図られてきた。

しかし、地域包括ケアシステム構築に向けて、総合病院と開業医がより深い連携が持てるようにすることは、なお克服すべき大きな課題であると考えられる。

一方、地域包括支援センター事業については、委託事業所等との意見交換を行った。地域包括支援センターでは、年間3000件以上の相談事業を実施し、相談内容は介護保険事業サービスのみならず多岐にわたっている。多様かつ複合的な相談が寄せられる中、問題解決に向けての役割は重要であり、支援をコーディネートする力量が求められる。

また地域包括ケアシステムの推進にあたり行政は、地域生活での課題を抱える個人や家族に対する個別支援と地域住民による地域支援の仕組み（コミュニティソーシャルワークシステム）づくりも課題である。

当委員会は地域包括ケアシステム構築について、次のようにとりまとめ、提言とする。

地域包括ケアシステム構築に向けての提言

- (1) 地域包括ケアシステムに重要な病診連携については、地域医療の支援病院としての役割を持つ榛原総合病院と榛原医師会が連携し、介護施設や調剤薬局などとの情報交換をはかりながら地域医療を推進して、市民の安心感を醸成することが大切である。
- (2) 地域包括支援センターにおける相談支援事業の実績とさらなる充実は、地域包括ケアシステム構築には重要である。そのためには現状について、事業評価と検証が必要である。
- (3) 地域包括支援センターは、高齢者福祉・介護保険における相談支援事業の拠点であるが、その運営は外部委託であることから、任務分担の明確化と行政の果たすべき役割を明らかにする必要がある。
- (4) 行政は地域コミュニティにおいて、民生児童委員及び地区社協など地域団体との連携を推進するとともに、市民が気軽に相談できるワンストップを可能とする総合相談窓口を設置すること。
- (5) 地域包括ケアシステムに必要な5つの取り組み（住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供）を推進すること。同時に、高齢者のみならず、障がい者、子ども子育て世代や生活困窮者などのパーソナルアシスタンス（適切な個別支援）を提供する総合的な支援体制の構築を図ること。